

# 入院時食事療養費について

当院は、厚生労働省に対して、「入院時食事療養（Ⅰ）」の届け出を行っております。

入院時の食事の負担額は食数に関わらず 1 食単位で計算されます。

標準負担額は、平均的な家計の費用を勘案して厚生労働大臣が定めることとなっています。

また、住民税非課税世帯と標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の要保護世帯となる世帯（以下、低所得世帯という）の人及び市町村民税の非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない方（70 歳以上の高齢受給者に限る）については、次のようになります。

なお、1 日の標準負担額は、3 食に相当する額を限度とします。

|                                               |        |       |
|-----------------------------------------------|--------|-------|
| 一般の方                                          | 1 食につき | 510 円 |
| 難病患者、小児慢性特定疾病患者の方<br>（住民税非課税世帯を除く）            | 1 食につき | 300 円 |
| 住民税非課税世帯の方                                    | 1 食につき | 240 円 |
| 住民税非課税世帯の方で<br>過去 1 年間の入院日数が<br>90 日を超えている場合  | 1 食につき | 190 円 |
| 住民税非課税世帯に属し<br>かつ所得が一定基準に満たない<br>70 歳以上の高齢受給者 | 1 食につき | 110 円 |

